

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和7年度第1回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○徳永課長補佐 それでは、皆さんお揃いになりましたので、令和7年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

司会を務めさせていただきます社会・援護局援護企画課の徳永と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、厚生労働省事務局の鹿沼社会・援護局長より御挨拶申し上げます。

○鹿沼社会・援護局長 ただいま御紹介いただきました社会・援護局長の鹿沼でございます。7月8日付けで日原の後任として社会・援護局長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、非常に御多忙の折、また、非常に暑い中、この有識者会議に御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

皆様方には戦没者の遺骨収集事業につきまして、常日頃から貴重な御意見・御指摘を賜り、心から感謝を申し上げます。

言うまでもございませんが、今年は昭和100年、そして、戦後80年という節目の年でございます。私どもといたしましては、令和11年度までの集中実施期間において1柱でも多くの御遺骨を収集し、御遺族に早期にお返しする、この思いで事業を推進しているところでございます。

具体的には戦没者の遺骨収集事業につきまして、厚労省のほうで策定いたしました事業実施計画に沿って、外務省、あるいは防衛省、こういった関係の行政機関と協力しながら取組を進めるところでございまして、令和6年度は一部の地域を除き、コロナ禍前と同程度に計画的に事業を実施することができました。そして、今年5月には福岡厚生労働大臣がパラオ共和国を訪問し、遺骨収集事業の加速化に向けた協力要請を行ったところでございます。今年度におきましても遺骨収集事業のさらなる推進に努めていきたい、このように思っているところでございます。

本日の会議では、戦没者の遺骨収集事業及び戦没者の遺骨鑑定の取組状況等について御議論いただくこととしております。皆様方から忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○徳永課長補佐 ありがとうございます。

本日は、構成員5名、オブザーバー2名の方に御出席いただいております。なお、浅村オブザーバーにつきましては都合により御欠席となっております。

事務局の出席者につきましては、お手元の座席図のとおりでございますが、本年4月及び7月に人事異動がございましたので御報告させていただきます。

先ほど御挨拶いたしました鹿沼社会・援護局長、続きまして、西平援護企画課長、星野事業課長、野口事業推進室長、渡邊戦没者遺骨調査室長、事業課の堀内課長補佐、事業推進室の手塚室長補佐です。

なお、会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホーム

ページにて公表いたします。

議題に移ります前に資料の確認をお願いいたします。議事次第、構成員等名簿、座席図、資料1「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、資料2「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、資料3「令和7年度予算及び令和8年度予算概算要求について」、参考資料として「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議開催要綱」、令和7年5月版の「遺骨収集事業の概要」と「戦没者慰霊事業の概要」の2種類のパンフレットをお配りしております。

資料は以上となりますが、資料の配付漏れなどがございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

また、事務局からの報告事項となりますが、戦没者の遺骨収集事業は一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を主体として13の社員団体とともに実施しておりますが、社員団体の「日本地雷処理を支援する会」より脱退のお申し出がありまして、本年5月末をもって退社いたしましたので御報告申し上げます。

それでは、犬伏座長、御進行をよろしくお願いいたします。

○犬伏座長 犬伏でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は議事次第にもございますとおり、1「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」2「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」3「令和7年度予算及び令和8年度予算概算要求について」の3点となっております。

この3点について議論いただくこととなりますが、まずは進め方として、資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。その後に、各構成員やオブザーバーの方々から御意見・御質問をいただくという形で進めさせていただきたいと思います。なお、各資料、随分詳しい資料でございますので御質問も多々あるかと思いますが、御質問が複数にわたる場合には、申し訳ございませんけれども、一つずつ質問をお願いしたいと思います。

それでは、資料1について、御説明いただければと思います。

○手塚事業推進室室長補佐 事業推進室の手塚と申します。

資料1「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」前回会議時からの変更点などを中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1ページの戦没者の遺骨収集事業についてと、2ページ目の地域別戦没者遺骨収集概見図につきましては、時点の更新、日付が前回の令和7年1月末から、今回、令和7年7月末のみの変更でございまして、大きな数字になりますので係数と内容に変更はございません。

続きまして3ページ、収容遺骨の推移としまして、令和3年度から令和7年度まで過去5年間の遺骨収容数及び検体数について記載しております。令和6年度の欄につきましては、前回の会議におきましては令和7年1月末までに実施した状況を記載しておりましたが、今回の資料につきましては令和7年7月末時点ということで記載しております。なお、こちらの欄は上段と下段に分かれておりまして、上段にはDNA鑑定を行うために送還した

遺骨検体数、こちらは柱相当という形で記載しております。下段には送還した遺骨数を柱という形で記載しております。

資料の右側、令和6年度の合計の数字を御覧いただければと思います。合計で1,280柱相当のDNA鑑定用の検体を送還、また、御遺骨につきましては204柱の御遺骨を送還しているところでございます。令和7年度につきましては、現状、東部ニューギニアから2柱相当のDNA鑑定用の検体と、先般、硫黄島から23柱相当のDNA鑑定の検体と、23柱の御遺骨を送還したということでございます。

続きまして4ページ、今後の遺骨収集の実施方針につきましては、令和5年6月に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部が改正されまして、集中実施期間が5年延長されまして令和11年までとされました。こちらを踏まえまして各国の公文書館などにおける資料調査などにより得られた埋葬地等に関する情報について、令和11年度までに遺骨の有無を確認する現地調査を実施するなど、集中実施期間における施策の推進に重点を置いた見直しを行いました。

旧ソ連地域の御遺骨につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻を受けまして事業実施が困難な状況にあります。実施可能となった段階で速やかに再開できるように、引き続き外務省などと連携をして適切に対応してまいりたいと思っております。

南方の戦闘地域の御遺骨につきましては、各国の現地情勢を踏まえつつ、令和7年度において現地調査はパラオなど18地域を対象に計44回、遺骨収集はギルバート諸島など14地域を対象に計23回を実施することとしております。こちらは令和7年3月に厚生労働省が示しました実施計画に沿った派遣数となっております。

続きまして5ページ、令和6年度及び令和7年度における戦没者遺骨収集事業の対応についてでございます。上のほうの枠、各国の入国制限の状況につきましては、前回の会議では7年1月末時点の状況を記載しておりましたが、令和7年7月の時点として更新しております。

1つ目の○、外務省の感染症危険情報についてですが、感染症の危険情報が発令されている地域は現状ございません。

2つ目の○、海外危険情報でございますが、こちらは資料に記載がありますとおり、ロシアとミャンマーの一部についてレベル3、あるいはレベル4の危険情報が発令されております。遺骨収集事業の実施をそういったことから見合わせているところでございます。それ以外の地域については問題なく、おおむね計画どおりに派遣を実施できているところでございます。

次に2段目の枠、令和6年度の派遣実績及び令和7年度取組を御覧ください。令和6年度の派遣状況につきましては、硫黄島、沖縄、南方主要戦域、旧ソ連地域ではカザフスタン共和国などで現地調査及び遺骨収集を実施しております。先ほども申し上げましたが、令和6年度につきましては1,288柱相当のDNA鑑定用の検体と204柱の御遺骨を送還しております。

令和7年度の取組につきましては、硫黄島、沖縄、南方の主要戦域、旧ソ連地域では同じくカザフスタンとタジキスタン共和国において現地調査、こちらを全て合計すると、現地調査が76派遣、遺骨収集が29派遣の実施を予定しております。こちらにつきましては先ほどの実施計画、7年3月の時点から、現状において相手国の事情などにより多少変更のあった派遣がございましたので、直近、令和7年7月末時点の派遣の予定数となっております。

続きまして6ページ、硫黄島における戦没者遺骨収集について、こちらは今年の7月中旬から9月中旬にかけまして予定していた派遣については、現地の渇水の影響で中止となっております。9月の中旬以降については渇水の影響が解消しまして、以降は予定どおりの派遣を進めることができまして、令和6年度には合計で66柱の御遺骨を、令和7年度においては現状で23柱の御遺骨を持ち帰っているところでございます。

7ページ、沖縄における調査及び遺骨収集につきましては、大規模な収集は厚生労働省が、県民などの情報などにより地表付近で発見された御遺骨につきましては、沖縄県に委託をして事業を行っております。そういったことで、令和6年度につきましては合計で90柱の御遺骨を収容しているところでございます。

続きまして9ページ、各地域の取組状況について御説明させていただきます。こちら以降につきましては主な動きのあった個々の地域の状況について説明させていただきます。

旧ソ連の現状・課題を御覧ください。ロシアにつきましては先ほども申し上げましたとおり、ロシアによるウクライナ侵攻を受けまして事業の実施が困難な状況にありますので、実施可能となった段階で速やかに再開できるように、引き続き外務省、相手国政府と連携してまいります。

その中で、カザフスタン共和国とタジキスタン共和国については実施が可能なので、カザフスタンについては本年10月に埋葬地調査を実施予定でございます。11月には遺骨収集を実施予定、タジキスタンにつきましては7～8月について調査を実施したところでございます。

続きまして10ページ、モンゴルにつきましては、7月の終わりから8月の前半にかけてまして埋葬地の調査を実施したところでございます。

下段のウズベキスタンにつきましては、国内に13か所の埋葬地情報を所有しておりますが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況でございます。事業の実施に向けましては、令和6年6月及び令和7年1月に相手国政府関係機関と協議を行ったところです。こちらは令和8年の1月にも引き続き埋葬地調査についての協議を実施予定となっております。

なお、前回の会議のときに黒沢先生から御確認のありましたウズベキスタンのほかにイスラム教徒が多い国での遺骨収集の状況につきましてですけれども、外務省のホームページを確認しましたところ、遺骨収集の対象地域の中ではカザフスタンにおいて約69.2%、バングラデシュにおいて約91%、北ボルネオ、マレーシアでは約64%、インドネシアでは

87%の方がイスラム教徒であるという情報でございます。今申し上げた国は、いずれの国につきましても覚書とか協定の取り交わしが必要になるなどの一定の条件はございますが、遺骨収集の許可は出ておるところでございます。ウズベキスタンにつきましては宗教上及び国内法規制を理由に遺骨収集の許可が現在下りていないところですが、引き続き遺骨収集の実施に向けての調整を行っていくところでございます。

次に11ページ、こちらは沖縄県と硫黄島の取組について記載しております。こちら先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

12ページ、ギルバート諸島とミクロネシア連邦につきましては、マキン環礁やトラック諸島などで遺骨の収容及び沈船の調査・収集などの実施を予定しております。

パラオにつきましては昨年、集団埋葬地と思われる場所が見つかりまして、そちらの調査を行い、集団埋葬地の場所を特定しているところでございます。先ほど局長からも話があったけれども、今、そういった御遺骨の発見が多くなっているという状況を踏まえまして、そこをしっかりと取り組むということで、令和7年5月のゴールデンウィークのときに、福岡厚生労働大臣がパラオを訪問しまして、パラオにおける遺骨収集の加速化に向けた協力要請を行いました。相手方のパラオ側の担当大臣も全面的に協力をするという了解を得ておりますので、今後においても鋭意実施していくという形で考えております。

続きまして13ページ、フィリピンにつきましては過去、現地の方の御遺骨が混在している恐れがあるということで一時事業が中断しておりましたけれども、平成30年5月にフィリピン側と厚生労働省側とで遺骨収集に関する協力覚書を締結しまして、それ以降は順調に遺骨収集・調査事業を実施しているところでございます。令和7年度につきましても継続して現地調査・遺骨収集を実施する予定でございます。

続きまして14ページ、こちらはタイです。こちらの保有する遺骨情報の調査の関係で8年の2月に現地調査を実施予定しております。

ミャンマーにつきましては現地の情勢の悪化もございます。令和7年3月に大規模な地震が起きまして、首都圏のほうは比較的問題ないと伺っておりますけれども、遺骨収集の実施が必要となる主な北部のほうは復興が大分遅れているという状況と聞いております。いずれにしても現地情勢を踏まえまして、状況をよく見ながら今後の現地調査・遺骨収集の実施を計画していくところでございます。

インドにつきましても令和5年5月にマニプール州のほうで暴動が発生したことにより、現在マニプール州における遺骨収集の実施を見合わせているところでございます。しかし、ナガランド州のほうでは実施が可能となりますので、現地情勢を考慮の上、調査・収集を進めていくということでございます。

続きまして15ページ、バングラデシュにつきましては、こちらはイギリスの戦没者委員会が管理している墓地に捕虜収容所で亡くなった日本兵が埋葬されているとの情報がございました。そちらは2か所ございますので、2か所についての収集を行っております。マイナマティの戦没者墓地については昨年度実施いたしまして、今年度においてはチッタゴン

のほうの戦没者墓地で遺骨収集を実施予定となっております。

インドネシアにつきましては両国間の協定に基づき、インドネシア政府の関係機関においてDNA解析を行い、そのデータを踏まえて日本側、厚生労働省のほうで日本人戦没者と判定された場合に日本へ送還する形になっております。そうした協定に基づきまして、今年度につきましても引き続き現地調査・遺骨収集を継続していくということでございます。

続きまして16ページ、東部ニューギニアとビスマーク・ソロモン諸島につきましては、両国とも相手国政府と関係はとても良好な地域でございますので、引き続き現地政府とも協力しながら調査・収集を行っていくということでございますけれども、パプアニューギニアにおいては9月の後半から10月の中盤にかけて全地方政府の選挙が行われるということから、現地は相当の混乱が予想されておまして、治安への影響があるということから、その期間を外して派遣を実施する計画を立てております。

17ページ、樺太につきましてもロシアのウクライナ侵攻を受けて実施することが困難な状況でございますので、こちらにつきましても外務省や相手国政府関係機関と連携をしながら状況を整理していくということでございます。

続きまして18ページ、中国に関しましては中国国内の国民感情を理由として遺骨収集は実施できていないところでございます。なので、引き続きこちらにつきましても外務省などと連携しまして、いろいろな機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて様々な働きかけを行っているところでございます。

モンゴル、ノモンハンの取組につきましては、モンゴル赤十字社と協力の上、先般、7月の終わりから8月の前半までの間に遺骨収集を実施しまして、20柱相当の検体を送還したところでございます。

マーシャル諸島につきましてはウォッツェ環礁やクエゼリン環礁、ミレ環礁で現地調査・遺骨収集を実施する予定でございます。

続きまして19ページ、マリアナ諸島です。収容可能な遺骨の情報は主にサイパンとテニアンにございます。テニアン島につきましてはパラオと同様に米国の資料などから集団埋葬地の図面等が確認されてございまして、先般、それを基に調査を行ったところ、集団埋葬地と思われる場所から御遺骨が見つかったということで、こちらもパラオと同様に集団埋葬地であると判断をしまして、こちらからしっかりと遺骨収集を推進していくところでございます。テニアン島におきましては7月から8月にかけて派遣に行っておりまして、これまでに40柱相当の御遺骨を収容したところでございます。

下段、アリューシャン列島（アッツ島）につきましては、8月8日から11日にかけて現地に上陸して調査を行ったところです。そこで御遺骨が埋葬されている可能性のある場所や、昔、米国の沿岸警備隊が使用していましたので、そういった滑走路や昔使用していた旧宿舎など、調査を予定していたポイントの調査を米国側の協力の下、行うことができました。現在無人島でありますので、遺骨収集の実施に当たっては渡島の手段、収集期間中の滞在方法、島内の移動、運搬の方法など、様々な検討をする必要がございます。加えて、

同島は自然保護区でございまして、遺骨収集の実施に当たってはアメリカの環境影響評価を実施することから、環境への負担を極力減らすことが求められております。そうした中、今回の調査結果を踏まえまして、今後、改めて米国側と相談の上、遺骨収集計画を策定する予定としております。

20ページ、台湾につきまして、こちらは先般報道にもございましたけれども、台湾とフィリピンの間のバシー海峡というところで沈没した艦船において、遭難して台湾のほうに流れ着いた御遺体を現地の方が収容して埋葬したという情報がございました。そちらの御遺骨につきまして、令和7年1月に聞き取り調査を行っております。今年度におきましても9月の後半にかけて、現地政府や関係者からさらなる聞き取りの調査を行う予定でございます。台湾につきましては、これまでの間、確たる遺骨の現認などの確度の高い情報を持ち合わせていなかったところなのですけれども、令和6年1月に埋葬地点を特定したという情報を入手しました。そちらの情報について相手国政府と調整を行った上で、今回と前回、聞き取りの調査を行うこととなった運びでございます。

各地域の取組状況につきましては、駆け足でございますが以上となります。

続きまして22ページ、保有する遺骨及び埋葬地情報の推移につきまして、こちらは令和5年度に法改正を行いました政府の基本計画で、各国の国立公文書館などにおける資料調査などにより得られた埋葬地等に関する情報、こちらが約3,300ございまして、令和11年度までに遺骨の有無を確認することになっておりますので、その3,300の情報の推移を記載しております。

保有情報につきましては3,300と言っておりますけれども、令和4年3月末時点では3,266か所ございまして、その中から今までの間に現地調査など概了により減されたもの、こちらの1,121か所を調査しております。それが概了と判断しております。ただ、現地調査を行う中で、現地の方からこちらにも遺骨の情報がありますということで新たに得られた情報もございますので、そういったものは新規の情報という形で589か所の情報を入手しております。その差し引きが保有情報という形で、令和7年の3月末時点で2,734か所の情報を持っているということでございます。一番下のところは各地域の情報数になります。

23ページにつきましては、現地調査の対象となる情報の確度などについての御説明でございます。戦没場所につきましては点で絞り込める場所なのか、それとも面という広いところで捉えられるのかということで確度が大きく変わってくるところでございます。埋葬の事実につきましても証言や記述が直接的な表現であるか、または誰々に聞いたとかの伝聞による情報によって、そちらの埋葬情報についても確度が高い低いということが判断されることになります。そういった情報を基にしまして令和4年度には31回、令和5年度には34回、令和6年度には37回の現地調査を実施しているところでございます。

続きまして24ページ、こちらは公文書館などの資料調査から集団埋葬地の位置を特定できた事例でございます。パラオ諸島のペリリュウ島とアンガウル島の埋葬地の例を示してございます。こちらにも先ほど御説明させていただきましたテニアン島においても同様に

集団埋葬地を確認することができました。

なお、前回の会議のときに、黒沢先生や浜井先生から御確認のございました終戦直後に米国などから提供された埋葬地などの情報の活用につきましては、当時提供された埋葬地の情報の内容は、埋葬地があった場所や地域名、埋葬者数でございまして、埋葬地の具体的な位置を特定する情報は含まれていなかったことから、多くの情報は埋葬場所を特定することができずに遺骨収集に直接結びつけることができませんでした。その後、かつての交戦国であった各国の公文書館などから入手した埋葬地図や図面などに関する資料、それと終戦直後に提供された資料を併用する形で現在の遺骨収集事業に活用しているところでございます。

続きまして25ページ、先ほども申し上げましたけれども、パラオにつきまして、こちらは令和6年度に集団埋葬地が確認できたことによりまして、遺骨収集を加速化させたいところでございます。遺骨収集の加速化につきましては、日本側だけではなく相手国政府の協力が必要になりますので、本年5月に福岡大臣がパラオ共和国を訪問しまして、慰霊碑などへの献花も行いましたけれども、その間に相手国政府の担当大臣と懇談いただきまして、その中で、遺骨収集を加速化するためをお願いをして、相手国の大臣のほうからも了解を得たということでございます。そのときに報道発表した資料を添付してございます。

そして、26～27ページ、こちらは12月5日に全国公開となる『ペリリューー楽園のゲルニカー』という映画とタイアップを行いますことを9月3日に厚生労働省から報道発表しております。こちらは映画会社のほうから申し出があったものでございますけれども、遺骨収集事業の取組や御遺骨を御遺族へお返しするためのDNA鑑定の取組について、27ページの下にございますのが映画とのタイアップポスターのデザインになりますけれども、こちらを全国都道府県の県庁や市区町村の役場などに掲示してもらって、厚生労働省が行っている遺骨収集事業をいろいろな方に知っていただくきっかけになることを期待しているところでございます。

29～37ページにつきましては、先ほど御説明させていただきました令和7年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画、令和7年3月現在のものを添付してございます。

資料1の最後になります38ページ、こちらは戦没者の遺留品調査・返還業務についてでございます。

こちらにつきましては事業課の堀内から御説明をさせていただきます。

○堀内事業課課長補佐 事業課の堀内でございます。38ページの戦没者の遺留品調査、また、返還業務につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

この図にございますとおり、遺留品の返還業務におきましては厚生労働省と、一部の業務を日本遺族会のほうに委託の上、実施しているところでございます。今回、この資料の中で追加した箇所がございますので、この点について御説明したいと思います。

下に直近の実績ということで書かれているところがございます。ここで一番下の2段、情報を追加させていただいております。元の所有者が特定できなかった、また、遺族受領

辞退等の件数の内訳を今回の資料で追加させていただいております。これは昨年の9月、黒沢構成員からの御示唆がございまして、それで情報を追加させていただいております。

直近の実績の一番右側、令和6年度の実績について数字を落とし込んでございます。一番上の受付件数でございますけれども、昨年に比べて件数が非常に増えてございます。これにつきましては日本遺族会の委託事業分における受付分が特に多く増えてございます。

海外のボランティア団体による遺留品返還の取組の広報活動ですとか、あとは博物館から葉書の遺留品調査依頼が多く寄せられたことが増えた要因になっております。この葉書の遺留品の調査依頼につきまして内容を申し上げますと、終戦後に横須賀で勤務していたアメリカ兵が何らかの理由で葉書の入った郵便袋をアメリカに持ち帰られております。その後、オレゴン州にある博物館にその葉書を預けられていたものということで、こちらについてはアメリカの団体を通じて日本に返還したいというようなお申し出がありましたので、こちらについて今、返還の業務を行っているところでございます。631件の受付件数があるのですけれども、おおむね20%ぐらいが葉書の件数ということで、一番多いのが日章旗の返還ということで約350件という数になってございます。

令和6年度の状況につきましては以上です。

簡単ではございますが、遺留品調査・返還業務の説明については以上となります。

○犬伏座長 これまでの事務局からの説明につきまして、御質問や御意見があればお願いいたします。非常に詳細に説明いただいたと思いますけれども、御質問があれば御自由にお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

質問をいただくと次回までにフォローしていただけるという流れになりますので、先生方、オブザーバーの方々、忌憚のない御意見や御質問をお願いしたいと思います。

熊谷構成員、よろしくお願いします。

○熊谷構成員 熊谷でございます。

今更ながらの質問で恐縮なのですが、3ページですが、硫黄島と沖縄に関しては検体の送還の数と御遺骨の送還の数が一致しているのですけれども、これは国内での御遺骨の移動ということになるので、検体を持ち帰ると同時に御遺骨も同時に持ち帰っているのです数が一緒になっているというような理解でよろしいのか。これもDNAの検体を持ち帰って一旦検討した上で、さらに御遺骨を持ち帰っているということなのか、その辺りを教えていただければと思います。

以上です。

○野口事業推進室室長 事業推進室長の野口です。

今の御質問ですが、熊谷先生がおっしゃるとおり、硫黄島と沖縄につきましては日本国内という事情がございますので、検体数と御遺骨の収容数が同数という形になっております。ただ、持ち帰った後、所属集団判定などをしっかりとやっているところでございます。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

○犬伏座長 ほかにございませんでしょうか。

黒沢構成員、お願いします。

○黒沢構成員 黒沢です。いろいろと細かい情報をありがとうございます。

1点、今後のことに関わると思うのですが、22ページの保有する遺骨及び埋葬地情報の推移についてのところで、今後、令和11年度までに2,409ですか、未着手のところを調査されることになるわけですが、今までの推移を見ていると、これはかなり厳しいような感じがするのです。また調査をすると新たな情報が増えてくることにもなると思うのですが、ここら辺の見通し、あるいは集中期間が終わった後の取組について、現在の時点で何か見通しについてお話しいただくことがあればというところで御質問させていただきます。

○星野事業課長 事業課長の星野でございます。御質問ありがとうございます。

3,300か所の情報について、現在まで残り2,734を集中期間で実施するところでございますけれども、この調査を着実に実施するために、前年度までの調査実績を踏まえながら、当年度必要な調査数について毎年度計画の策定に取り組んでいるところでございます。今年度はどこの地域で何か所調査をしていくといった形の調査計画について提出していただいているところでございますので、集中実施期間の趣旨も踏まえながら、引き続き推進協会とも協力しながら適切に調査、集中実施時間までに終わらせるように取組を進めていきたいと思っているところでございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

○犬伏座長 ほかにございませんでしょうか。

浜井構成員、よろしくお願いします。

○浜井構成員 浜井です。幾つかありますので、一つずつということをお願いしたいと思います。

まず、今の黒沢先生からの御指摘に関して、今後の見通しとしてどうなのかという質問に対してはしっかりとお答えになっていないと思います。3,300か所とありますが、新規に取得された情報を加えた累計数というものの、3,300という数は当初の保有情報、スタートの数でありますので、それに新規に取得された情報を加えて、実際には累計で何か所になっているのかということは、すでに、数字で示されていれば教えていただきたいと思いますし、今後は資料として示していただきたいと思います。

令和6年9月末の段階で保有情報数は2,852か所でありましたが、今回の令和7年3月末は2,734か所ということで、プラマイを考慮すると、結果として半年で100か所ぐらしか減っていないということになります。この状況で言うプラマイを含めて1年で200か所程度の減となるわけで、このペースであと数年で処理できるのかということについて、現実的な問題として考える必要があると思いますので、そこら辺は要望しておきたいと思っています。これは要望であります。

続いて確認なのですが、最初に司会の方から御説明がありました推進協会から社員団体が1団体脱退されたということ、これを私は聞き取れなかったもので、恐縮なのですが、13団体からどの団体が脱退され、13団体から構成団体が12団体になったという認識でよいの

か。あと、差し支えなければ脱退の経緯、どうして脱退されることになったのかということについて教えていただきたいと思います。

○犬伏座長 それでは、よろしくお願いします。

○佐藤オブザーバー 遺骨収集推進協会の佐藤でございます。

今、浜井先生から御質問のありました社員脱退の経緯でございますけれども、日本地雷処理を支援する会、通称JMASと呼んでいますけれども、JMASさんは私どもの協会の結成時から社員団体として加わっておりましたけれども、平成29年以降、そちらの法人の方の事情で遺骨収集に協力するのは難しいということでした。ここに来て今後もそれが見込めないで、この際脱退したいということでしたので脱退いただきまして、今は12団体ということになっております。

○浜井構成員 ありがとうございます。

続きまして、こちらは確認というか指摘なのですが、先ほどの御説明でありました埋葬地に関するアメリカ側からの公文書による情報に関して、占領当時からそういった情報は提供されていたということで、それには場所と数しか載っていなかったという話があったわけであります。

問題としては、そうした情報を連合国側から当時提供されて、この情報に基いて日本政府がどう対応するのかが問題であって、そこから詰めていくような話だったわけです。それを数十年間やってこなかったということは大いに問題であって、今になってやっている。情報を提供された当時にきちんと対応していれば、もっと早く御遺骨を収容できたかもしれない。そこら辺はしっかりと認識をして反省していただきたい。歴史の経緯として、実際にそういった提供された情報を数十年間活かしてこられなかったという経緯があることは、しっかりと認識していただきたいと思います。こちらは指摘です。

続いて沖縄に関して、前回も私のほうから要請をしておりました現地視察であります、こちらはどうなっているのか、御報告をいただきたいと思います。

○星野事業課長 今、御質問いただいた沖縄の件でございますけれども、資料1の11ページでございます。昨年、令和6年7月と11月、そして、令和7年2月、3月に、沖縄の戦没者遺骨情報センターで保管している御遺骨について、DNA鑑定の分析用の検体を採取して厚生労働省へ護送したという派遣を組んだところでございます。

御指摘の件でございますけれども、防衛省によりますと、辺野古の移設工事に必要な埋め立て工事、土砂の調達先については、現時点、どこから調達するか確定していないと承知しておりまして、今後も防衛省において適切に対応を判断されるものと考えております。厚生労働省としては防衛省に対しては開発行為の過程で御遺骨が発見された場合は、その手順について防衛省から関連事業者に丁寧に周知いただくよう依頼を行っているところでございまして、沖縄のほうに職員が出張した際、昨年11月は沖縄県庁に対して沖縄県における遺骨収容の手順について再度周知の申し入れをしております。また、今年の1月も、沖縄県庁と協議をいたしまして、県内の各市町村、そして、建設業界、そして、農林水産・

土木建設会などに対して、こういった周知を行ったものでございます。

引き続き沖縄県の遺骨収容の背景だとか現状、こういったことを踏まえながら、沖縄の遺骨収容の手順についてしっかりと理解を深めていただくよう、そういった対応をしていくところでございます。

○浜井構成員　ありがとうございます。

私が求めているのは職員による現地視察でございますので、それはしっかりやってくださいということであります。次回以降もこの点については伺いますのでしっかりとやっていただきたい。というのも、御承知のことかと思いますが、沖縄において、今年は戦後80年ということもありましたが、まだ御遺骨がたくさん残っていると考えられている摩文仁の丘周辺の現場においては、ゴミとかそういったものが非常に散乱しているという状況もあり、遺骨収集の実施がなかなか困難な状況もあるということで、その調査とか、そういったことも国に対して県から求められていると思います。

ひどいところは本当にひどい状況になっているわけでありまして、そういった状況は、何度も何度も現地に厚労省の職員が派遣されているわけなのですから、調査といいますか、視察をすべきだと、そして、この会議で報告すべきだろうと思います。以前から求めている視察というのは、その一環として行うことだってできると思います。その点も併せて視察を求めますので、ぜひそれは実施していただきたい。これは要望ということでございます。

もう1点、沖縄について確認です。これは事前説明のときにありましたが、沖縄の収容遺骨数に関して、7ページのほうにございますが、今回、沖縄県のほうから遺骨収容数に訂正があったということでございました。今日の御説明では特に触れられなかったのではないかと思います。

沖縄での御遺骨の収容数というのは、未収容の御遺骨数が549柱となっております。非常に少ない数字なわけでありましたが、今回訂正が147柱あったということで、残り549柱という数字を鑑みますと、147柱も増えたということは、非常に大きな数字に見えます。収容された御遺骨の数のカウントについては、それを何柱と見るのかというのは非常に難しい問題もありますし、1柱、2柱であれば、そういった訂正もあり得るかなと思いますが、今回147柱という非常にまとまった数字で訂正が出されたということで、その理由と今後こういったことが起こり得るのかということについて質問をしたいと思います。

○野口事業推進室室長　今、御指摘のありました沖縄の御遺骨の収容数ですが、沖縄県の方でプレスリリースもしておりますが、南北之塔という慰霊塔に納められていた御遺骨をボランティアの方などが収容されたのですが、そもそも戦後間もない頃から沖縄の御遺骨につきましては地元の皆さんが集められて、地域の慰霊塔などにお納めしていたところなのですが、その時点で御遺骨の収容数としては計上されていたところなのです。

ただ、今回、慰霊塔から改めて収容しまして、今、沖縄の仮安置室のほうに安置してあるのですが、一度収容数に計上してあるものを二重計上してしまったのが分かりまして、

この件は沖縄県のほうから毎年委託費の報告があるのですが、その際にこちらのほうに上がってきた情報では慰霊塔から収容したものというような記載がございませんでしたので、厚労省としても把握ができなかったところでございます。この間、調べておりましたら今回気づいて訂正に至ったのが現状でございます。

○浜井構成員　ありがとうございます。

過去には沖縄返還後において、沖縄戦没者墓苑のほうに御遺骨を集約したという経緯があり、その作業において多くの沖縄各地の慰霊塔から御遺骨の移動がなされたことだと思います。恐らく精査の結果として、今回のケースが見つかったということだと思うのですが、今後このようなことは起こることは想定されないという理解でよろしいですか。

○野口事業推進室室長　そのとおりです。

○浜井構成員　分かりました。ありがとうございます。

もう1点、確認させていただきたいのですが、アッツ島に関してでございます。アッツ島に関して詳しく御説明をいただいて、今回8月に現地調査を実施したということでしたが、先ほど御説明があったとおり、アッツ島での調査には環境とか、そういった様々な問題が付随するというので、今回の調査というのは御遺骨の所在とか、それを見つけないという調査ではなく、その事前調査であったという理解でよろしいでしょうか。

また、今回の調査結果を踏まえたアメリカとの交渉もこれからまた行われると思いますが、実際にアッツ島の御遺骨を収容するための調査といいますか、そのための人員を派遣するのはいつ頃の見通しになっているのかということについてお伺いしたいと思います。

○野口事業推進室室長　アッツ島の調査の件ですが、今回8月にアメリカと一緒に行きまして、先ほども御説明しましたが、現地に幾つかの埋葬地がありますので、実際に船から降りて、その場所まで時間がどのぐらいかかるのかだとか、そういう調査をしてきました。環境に負担をかけてはいけないような場所でもございますので、この後、具体的な遺骨収集の計画をつくりまして、それはアメリカ側とも調整の上なのですが、その上で来年度以降、アメリカのほうで環境影響評価をしていただくというような流れになっております。その環境影響評価も数年かかるという話を聞いておりますので、その環境影響評価が終わり次第、遺骨収集をしていきたいと考えております。

○浜井構成員　ありがとうございます。

今回の調査の許可を得るまでも相当な交渉を重ねてきたところだろうと思います。今のお話ですと、ここからまた数年かかるということで、こちらは手続的には間違いないように進めていくということになるかと思いますが、他方で、ここまで来たらできるだけ早く調査・収容に取りかかれるように努めていただきたいと思います。

以上です。

○犬伏座長　ほかにいかがでしょうか。

森本さん、お願いします。

○森本オブザーバー　取組状況の説明の中で、戦勝国側が埋葬したという情報の場所は、

テニアンをはじめとしてかなり明確になってきたことは非常に明るい情報だと思います。

あと、お聞きしたいのは、前に聞いたかも分かりませんが、トラックの沈没艦船の部分です。これはどのくらいの水深のところからですか。

○野口事業推進室室長 今年予定しているのは水深50～60メートルの深さに沈んでいる船になります。

○森本オブザーバー 最近、ダイバーといいますか、こういう趣味の人はかつての戦域、沈没船があるところに行って、そういう情報を（SNS等で）流したりするのが伝わってきます。したがって、ダイバーの人は潜られるのだろうけれども、どのくらいまでの水深だったら、海没30万柱とは別件でしょうが、そういう情報があれば、どのくらいまでだったら対応するのが可能なのか、今おっしゃったように60メートルという話でしたが、その辺は前例に沿ってということでしょうけれども、今後の対応としてお聞きしたいと思います。

○野口事業推進室室長 以前に潜水業者、専門の方から聞いた話によりますと、私も専門的なことは詳しくないのですが、空気潜水で潜水できるのは水深40メートルまでといわれておりまして、それより深い潜水作業の場合は国際的基準に従った飽和潜水による潜水が最も安全だといわれているということでございます。それ以上になりますと、安全面を確保して遺骨収集をやっていくような形になります。

○森本オブザーバー ありがとうございます。

○犬伏座長 いかがでしょうか。

この資料からいろいろ読み取るといいますか、この先の事業計画や実施の見通しとか、そういうことについてここに御参集の先生方は、御興味のあるというよりは関心の深いところだと思います。

本日、事務局のほうからは8月段階で実施されたということも踏まえてお答えがあったかと思いますが、この資料を見ていると、今の海没遺骨の問題につきましても、それから、相手国の事情により収容が困難な遺骨といったようなものもありますので、今後さらに一層の努力をお願いするしかないという状況かと思っています。

黒沢構成員、どうぞ。

○黒沢構成員 今ございました最後のやり取りで確認ですけれども、海没された遺骨については、今後、可能な状況だったならば行うということによろしいわけですか。

○星野事業課長 沈没した艦船の遺骨収集でございますが、技術面、安全面、そういった制約もございますけれども、例えば観光ダイバーの目に触れるなど、御遺骨の尊厳が損なわれている場合は、先ほどおっしゃっていたSNSだとか、一般のダイバーの方が潜って、新聞だとかSNSに御遺骨がさらされるような状況がございましたら、技術面、安全面、そこをしっかりと検討した上で、可能な場合は遺骨収容に取り組んでいるといったところでございます。

現時点、大使館だとか潜水業者に、そういった情報があるかどうかというのを調査しているところなのですが、トラック諸島のほうで、まさに愛国丸や追手だとか、そう

いった情報が寄せられましたので、技術面、安全面を検討した上で実施可能ということでございましたので、今年度も、遺骨収容に取り組むところでございます。引き続きそういった情報がありましたら、そういった専門業者に確認した上で、可能な限り取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○黒沢構成員　ありがとうございます。

亡くなられた場所はいろいろあると思うのですけれども、とにかく戦争・戦闘によって亡くなられた軍人・軍属の方の御遺骨というのはいろいろな形でございますので、日本内地で言えば沖縄だけではなくて、空中戦で墜落して亡くなられたパイロットの方などもいらっしゃるわけですが、そういった方も含めて遺骨収集というのは国としての責務だと思いますので、引き続き御努力いただきたいと思います。

○浜井構成員　よろしいでしょうか。今の件に関連して、海没遺骨の対応について今お答えいただいたのは、数十年前から繰り返し言われている答弁だろうと思います。従来、政府としては、水深50メートル程度までは技術的に可能と言いながら、水没地点を把握しているものに関しても積極的な調査をしてこなかった。つまりダイバーの目にさらされているとか、遺骨の尊厳云々なしに、技術的、あるいは安全面で可能であれば、収容に努めているというような積極的な姿勢を見せてきていないわけなのです。私は、それは問題だろうと思います。

政府が保有している情報、あるいは過去にも海没遺骨の調査・収容を求める声はかなりあって、民間による様々な調査も行われていたわけでありますので、そういったものも勘案しながら、海没遺骨であるから対象外と最初から決めてしまうのではなくて、安全面とか、今の技術で可能なものはないのかというようなことを御遺骨の尊厳云々もさることながら、政府の姿勢として積極的に調査をし、もし可能であれば、調査をして収容に努めていくという姿勢が求められると思います。それはしっかりと検討して実施に移していただきたいと思います。

○犬伏座長　そのほかはいかがでしょうか。

最後にまた御質問いただくこともできますけれども、いろいろな御指摘や御要望などは厚生労働省に対する非常に強い期待が含まれているということもございますので、また次回までに取組状況を御説明いただければと思っております。

それでは、資料2の御説明を事務局よりお願いしたいと思います。

○田畑戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐　戦没者遺骨鑑定推進室の田畑と申します。よろしくお願いいたします。

資料2「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」の説明をさせていただきます。

1 ページ目、戦没者遺骨鑑定センター概要の資料となります。令和7年7月末現在の業務内容や体制の概要を示した資料となっております。こちらの資料につきましては、人事異動に伴いまして事務局員の数字が若干変更となっておりますが、それ以外については前回の有識者会議の資料から変更はございません。

2 ページ目、戦没者遺骨鑑定の実施状況等についての資料となります。

まず、1 の戦没者遺骨の身元特定のために実施しているDNA鑑定でございますが、平成15年度から令和7年7月末までに7,221件審議いたしましたところ、1,286件の身元が判明しております。また、令和7年7月末までに御遺族から申請を受け付けた件数は8,586件ございました。

2 つ目の戦没者遺骨が日本人か否かを判定している戦没者遺骨の所属集団判定につきましては、令和2年度から令和7年7月末までに9,549件の判定が行われ、日本人遺骨が7,984件、判定不可が1,272件、日本人遺骨の可能性が低いと293件となっております。

3 ページ目、令和6年度及び令和7年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況の資料となります。

1 の身元特定DNA関係会議につきましては、令和6年度に5回開催しております。938件の鑑定結果を審議した結果、36件について身元が判明しております。令和7年度はこれまでに1回開催しており、195件を審議した結果、3件の身元が判明しております。

2 の所属集団判定会議につきましては、令和6年度に5回開催しております。949件を審議した結果、日本人の遺骨であるが746件、判定不可が140件、日本人である可能性が低い遺骨が63件ございました。令和7年度はこれまでに1回開催しており、314件を審議し、日本人の遺骨であるが172件、判定不可が122件、日本人である可能性が低い遺骨が20件ございました。なお、そのうち次世代シーケンサーによるSNP分析の結果等を踏まえて、総合的判定により所属集団判定された件数を括弧内に記載しております。

続きまして4 ページ目をご覧ください。戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関する広報についての資料となります。令和7年度における広報の主な取組といたしましては、新聞広告など様々な手段を通じて戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請を御案内いたします。また、恩給・援護年金受給者宛ての受給額のお知らせに、右側にお示ししておりますリーフレットを同封してDNA鑑定の申請の御案内を。また、令和7年4月から受け付けが開始された特別弔慰金の申請受付時や国債交付時などの機会に、御遺族に対するリーフレットの配付を市区町村に依頼するなど、より多くの方々に戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の取組について周知を行い、申請いただけるように広報活動に努めてまいります。

5 ページ目をご覧ください。戦没者遺骨鑑定に関する研究等についての資料となります。

1 の①～④まで、いずれも令和7年度も継続して実施しております。

- ① の戦没者遺骨の次世代シーケンサーによるSNP分析事業については、令和2年度から令和6年度までに1,885件、SNP分析を実施しております。
- ② の形質人類学的鑑定人の養成に係る研究事業については、令和6年度までに11名を養成しております。このうち4名が遺骨鑑定人として遺骨収集事業に同行しております。令和7年度も形質鑑定人の養成を行うとともに、遺骨収集事業に協力いただく予定としております。

- ③ の戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究事業につきましては、今年度は骨アパタイトの続成作用の影響を検討し、骨アパタイトとの標準プロトコルの作成。また、骨アパタイトから酸素、歯と骨アパタイトからストロンチウムを分析するとともに、日本人に関するストロンチウム等の確率分布の作成などに取り組む予定としております。
- ④ の同位体分析を用いた戦没者遺骨の所属集団判定の高精度化につきましては、今年度はフィリピン現代人から試料を採取、フィリピンと前年度に採取したインドネシアの試料の各種同位体を分析いたしましてデータベースを作成。両国の遺跡出土人骨等の各種同位体分析に関する文献を調査してデータベースの妥当性を検証。また、パプアニューギニア現代人と日本人戦没者の判別式の開発などに取り組む予定としております。

下段2の厚生労働科学研究「戦没者遺骨の身元特定に係るDNA鑑定の精度向上に関する研究」の成果については、戦没者遺骨のDNA作業の効率化等に向けて開発したスクリーニングソフトウェアの実用化に向けて、スクリーニングにあたっての設定等について、鑑定機関の鑑定人の方で意見交換をいただき、検証作業を行っているところです。可能な限り速やかに実用化できるよう、検証作業を進めてまいります。

続きまして6ページ目をご覧ください。戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究事業についての資料となります。現在、東京大学総合研究博物館に委託して研究を行っているものです。各年度における研究内容、研究成果が次年度の研究にどうつながり活用されるかをお示しした資料となります。

令和6年度の委託研究の成果といたしましては、骨と歯のコラーゲンから硫黄を分析して、日本人に関する炭素と硫黄、窒素と硫黄の確率分布の作成、骨アパタイトに含まれる炭酸塩から炭素と酸素を分析して、炭素と酸素の確率分布を作成いたしました。また、骨アパタイトの続成作用についてはさらなる検証が必要となったため、当該検証と骨アパタイト標準分析法の作成について、矢印を令和7年度まで伸ばしております。

一方、当該確率分布に日本人以外の現地人などが含まれる可能性が否定できないため、海外の同位体分析データと比較・検証を通じて、帰属集団判別の精度向上を図ることなどを目的に、令和6年度より「同位体分析を用いた戦没者遺骨の所属集団判定の高精度化」をテーマとした厚生労働科学研究がスタートしております。委託研究の成果が資料の右下の濃いピンクでお示ししております厚生労働科学研究に活用されて、研究が進められることとなります。厚生労働科学研究につきましては次の7ページで御説明させていただきます。

7ページをご覧ください。厚生労働科学研究の資料となります。各年度における研究内容、研究成果が次年度の研究にどう繋がり活用されるか示した資料となります。厚生労働科学研究では戦没者遺骨における所属集団判定のために、日本人と外国人の炭素、窒素、酸素、ストロンチウムなどの同位体分析データを比較・検討し、日本人と外国人を区別す

る判別式を開発、その判別式に基づくソフトウェアを開発すること。また、現地でコラーゲン抽出や歯エナメル質からストロンチウムを単離するための簡易前処理装置を開発することを目標としております。

令和6年度の厚生労働科学研究の成果といたしましては、パプアニューギニア現代人のデータベースの構築、インドネシア現代人の試料採取、パプアニューギニアの文献調査、パプアニューギニアの現代人データベースの妥当性の検証、歯エナメル質のストロンチウムを処理するための簡易前処理装置の試作、集団判別分析に係る統計的手法の予備検討について、計画どおり研究が行われました。

以降、参考資料となっております。

資料2の説明については以上となります。

○犬伏座長 資料の説明をありがとうございます。

なかなか理解が難しい用語がいっぱい出てくるのですけれども、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。判定がなされた件数が上ってこないというのは難しいところとか、なかなか大変だなと思うところですが、いかがでしょうか。

この3ページの身元判定DNA鑑定会議で令和7年は、これまで1回開催されて195件の鑑定結果を審議した結果、3件について身元が判明したということですが、これ以降、今年度ももう少し進んでいくということですか。鑑定会議自体は順次開かれていくので、もう少し身元の判明の件数も増えていくと期待できるという状況でしょうか。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長

御理解のとおりでございます。通常、年5回ほど会議を開催しておりますので、今年度中もまた鑑定人の先生方の日程と調整してできるだけ開催をして、身元の判明につなげていきたいと考えてございます。

○犬伏座長 ほかに御意見はありませんでしょうか。

なかなか数字的に厳しい感じがしますし、御遺族の方々は高齢化して、マッチングといえますか、DNAの鑑定をすることについても御苦労というか、御遺族がなかなか出てこないというのもあるのかもしれないと感じた次第です。

先ほど資料1のほうで映画のタイアップのことが言われていましたけれども、広報はやってみてもなかなかつながらないところがある。アプリなど使わない高齢者も結構おられるでしょうし、こちらから提供した広報情報を見ていただけることがなかなか難しいという中で、映画は結構いいなと思った次第でございます。食いつきが違うと思いますので、こういう機会があったら、広報を厚生労働省の中でいろいろ工夫されていることだと思いますけれども、タイアップというのは新聞などにも映画情報が出ますし、いいかなと思った次第です。

ほかにいかがでしょうか。本日はオブザーバーの浅村先生がいらっしゃらないので、なかなか詳しいところまでお聞きできないかもしれませんが、いかがでしょうか。

森本さん、どうぞ。

○森本オブザーバー 個人的なことも含んでいるのですけれども、身元特定のDNA鑑定の遺族側のデータを提出することについてです。私は立場上、いろいろな人にDNA鑑定を受けるようにということを話しておりますけれども、ほとんどがマッチングしなかったという結果を聞いています。これについて、その時点で日本人と鑑定された御遺骨とマッチングしないということで、我々というか、遺族のデータは残っているわけですから、その後、戦域から日本人と鑑定された人とは常に照合されているということですね。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 御指摘のとおり、まず、申請をいただいて、その後、身元特定DNA鑑定会議で審議をして、そこで仮にマッチングをしなかった場合、その後、また同じような地域で御遺骨が見つかった場合かどうかというお話だと思います。その部分については随時、審議の状況等にもよりますけれども、マッチングを進めて審議をしているケースも当然ございます。

○森本オブザーバー そのように私も説明はしているのですけれども、これは兄弟が何人かいて、兄貴が出していて、弟がまた出すということは、厚労は迷惑ですか。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 全く迷惑ではございません。申請いただく遺族のパターンというか、お子さんですとか、御兄弟、姪御さん、甥御さん、そういうパターンが多いほどマッチングの検討材料が増えることになりますので、DNA鑑定申請の案内の際にも複数の御遺族の申請をお願いしているところでございます。

○森本オブザーバー 兄弟が何人かいたら、兄弟全員がDNA鑑定の検体を提出してもいいということですね。

○小泉戦没者遺骨鑑定推進室長 問題ございません。例えば御兄弟でも男兄弟と女兄弟で抽出できるDNAの種類が異なってしまうので、兄弟が複数名いらっしゃる場合は、提出いただいたほうがマッチングの可能性も高まってまいります。

○森本オブザーバー 分かりました。そのように伝えておきます。

○犬伏座長 遺族の方々の近いところにおられる現場の声もここでいろいろお聞きできればと思っている次第です。

いかがでしょうか、資料2についての質問がないということであれば、次に移りたいと思います。それでは、資料3の説明をお願いします。

○堀内事業課課長補佐 それでは、資料3の「令和7年度予算及び令和8年度予算概算要求について」、御説明をさせていただきたいと思います。

1 ページ、こちらの資料は遺骨収集にかかる予算額のこれまでの推移について表したものになってございます。詳細な説明は割愛させていただきますけれども、御覧のとおり、平成28年度の遺骨収集推進法制定以降、遺骨収集事業を行うために必要な予算額を確保してきたところでございます。令和7年度予算につきましては、海外等での遺骨収集事業の実施、そして、戦没者遺骨の鑑定の充実、硫黄島滑走路地区における調査など、当局が推進を図るべき事業の実施に必要な予算額としまして、令和6年度の予算と同額である約33.5億円を確保することができております。

続いて2～3ページが令和7年度の予算の内訳を整理したものとなっております。それぞれの事項ごとに簡単に説明をさせていただきたいと思います。

1番目の項目、硫黄島の関係です。硫黄島では令和元年度から開始した滑走路地区のボーリング調査が令和6年度をもって終了いたしました。令和7年度につきましては、これまでのボーリング調査で発見された滑走路地区の地下壕の遺骨収集を進めていく。また、新たに防衛省が実施するプレキャスト版の実証実験に伴います滑走路地区の掘削調査、また、滑走路地区以外では地表面の遺骨調査、また、北飛行場跡地におけるボーリング調査など、こういった複数の新たな取組についての予算を計上しております。

2つ目の事項、海外等における遺骨収集事業におきましては、集中実施期間における取組を計画的に進めていくために御覧の地域での現地調査、また、遺骨収集の実施に必要な予算額を計上しております。金額が増加した主な要因につきましては、現地調査の欄の⑭アッツ島におけます現地調査に係る経費ということで4100万円を増やしております。また、遺骨収集の欄の⑤パラオの関係です。遺骨収集に係る経費として4600万円の増としております。

米国のアッツ島における遺骨収集の実現につきましては、先ほど遺骨収集の説明でもありましたとおり、道路等のインフラ整備ですとか、環境影響評価、また、環境影響評価を行うための事前調査といったもので複数単位の環境整備が必要になってきております。令和6年11月には遺骨収集の実施に係る米国との協力覚書を取り交わしたところでございます。この覚書によりまして、環境整備に係るプロセス、また、必要な費用についても明記されておりますので、7年度の予算としましては事前調査の実施に必要な経費ということで計上したところでございます。

それから、パラオ諸島の遺骨収集の経費につきましては、先ほどの遺骨収集事業の報告の中で御説明がありましたとおり、ペリリュー島で集団埋葬地が見つかったことから、集中的に加速して実施できるように派遣回数を増加する、また、現地の作業員を増員するなどの体制確保に必要な経費を計上したということでございます。

続いて3ページ一番上の4、若干200万の増額をしております。こちらは海外公文書館の資料収集の経費になっておりまして、現在のところ、米国などの公文書館で機密指定が解除された資料はございません。よって、現地に赴いて調査を行う予定はございませんが、調査を要する機会があり次第対応できるように、1か所分の調査に必要な経費を計上しております。この200万円の増額につきましては、海外調査で活用している資料アプリのほうがございます。この業者のサポートが終了するのに伴って、ほかのアプリへの移行作業に必要な経費ということで200万増額したところでございます。

続いて5の遺骨の鑑定経費でございます。令和3年10月から遺留品等の手がかり情報のない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに公募により実施する取組を行ってきているところでございます。令和7年度予算におきましては戦没者遺骨の鑑定を充実させて、遺族への遺骨返還を促進するために必要な鑑定経費ということで計上を行ったと

ころです。増加している主な要因としましては、令和6年4月にDNA鑑定などの迅速化を図ることを目的としまして信州大学医学部と連携協定を締結して、同大学内に戦没者遺骨鑑定センター連携室を設置したところでございます。必要な専門人材の確保ですとか、鑑定経費の新規計上というもので増加したところでございます。

6番目の項目、遺骨・遺留品の伝達につきましては約400万円の増額をしております。先ほどの遺骨収集事業の取組の説明の終わりに、遺留品調査の状況について御報告させていただきましたが、調査件数が年々増加しておりますことから、本調査を行うための職員1名を新たに計上したところでございます。

続いて4ページ、こちらにつきましては、先ほど説明した遺骨収集事業の関係は3のところに書いてございます。先ほど御説明したので、こちらの資料の説明は割愛させていただきます。

続きまして5ページ目、こちらが令和8年度予算の概算要求の主要事項でございます。遺骨収集事業の関係の経費については3の項目に書いてございます。令和8年度の予算につきましては、令和7年度予算と同様に集中実施期間の取組をさらに進めていくために、事業に必要な経費を計上した概算要求をもちまして、財務省との折衝を行っております。この資料にございますとおり、令和8年度概算要求額として約39億円を計上しているところです。前年度の予算額と比べて約6億円の増額ということにしております。

増額した内容につきましては、この資料に下線部を引いてございますが、一つは遺骨収集事業をより推進していくために、パラオの関係に係る遺骨収集経費を増額させたもの、あとは戦没者遺骨の鑑定に関する体制整備の経費を増額して要求しております。

簡単ではございますけれども、以上が資料3の説明となります。

○犬伏座長　ありがとうございました。

資料3の説明をいただきましたけれども、この点について何か御質問はございますでしょうか。いろいろ今日も御意見をいただいて、あと4年ぐらいで終了することになったときの事業の加速化というようなことも必要になるということで、予算的な手当てを要求しているということです。

竹内構成員、よろしくお願いします。

○竹内構成員　最初の遺骨収集事業の取組状況についてのところでもございました映画のタイアップについて、こちらについてはポスターをつくられたと書いてありますけれども、タイアップに関して制作費を一部負担するとか、そういった支出関係はあるのかどうかということ。もしあるのであれば、予算の中のどこで計上されているのかについて教えていただきたいと思います。

○星野事業課長　御質問ありがとうございます。

映画ペリリュエのポスターですけれども、こちらは全て映画会社のほうでポスターを作成して、関係の都道府県の配送も全て映画会社のほうで御負担いただいているところでございます。

○竹内構成員 分かりました。ありがとうございます。

○犬伏座長 そういうありがたい御提案があれば、こちらとしても広報に大きな影響があるかと思います。癒着するのも問題ではありますけれども、今、戦後80年ということで非常に関心のあるところで映画等も幾つも撮られているようです。せっかく厚生労働省が努力している事業というのが、社会、国民、様々な人に知られていくという機会は逃さず乗っていくのも一つかなと思いました。

ここまで多くの資料の説明がございましたけれども、全体について何か御質問があれば、せっかくの機会ですので御質問・御指摘はございますでしょうか。

浜井構成員、よろしくお願いします。

○浜井構成員 私のほうから要望というか質問を兼ねてということになります。先ほどの遺骨収集の取組状況についてのところでも話題になりましたが、黒沢先生のほうから御指摘もありました海没遺骨の問題、これはより積極的に収容できるのではないかという問題もございました。

そのときに少し触れられた問題で、国内において空中戦で亡くなった軍人・軍属の方もいらっしゃるということ、それが国内のどこかに埋葬されていて、その御遺骨が見つかったときにどう対応するかという問題、これは海外戦没者に当たらないので対応しないのかというと、そうではないだろうと、それはやるべきだろうと、こういう問題も当然出てくるのかなと思います。

国内にはそういった事例があって、あるいは日本本土の海岸に漂着した御遺体とか、それが現地に仮埋葬されていてといった問題についても、今、戦後80年たって発見されたのであれば、どう対応するかということは当然問題にするべきだろうと思います。そうした問題もこれまでやってこなかったし、そういう事業の枠組みではないので対応しないというのは、もし、そうであるならば、非常に冷淡な態度であると言わざるを得ないわけなのです。

それと関連して、この会議でぜひ触れたい問題として、昨今報道でもなされております長生炭鉱の問題がございます。山口県の長生炭鉱という炭鉱において、1942年に海没したという事故、すなわち、海の下に炭鉱があって、それが水没をし、183名の方が亡くなったという事故がございました。朝鮮半島出身の労働者も多く含むということでございます。こちらは場所の特定とか、そういった様々な問題に関して、民間の団体が様々な調査を行ってきたところでございます。そして、つい先日、そこから御遺骨が見つかったということでございまして、しっかりとした御遺骨も見つかったということは報道や動画などで確認をしたところでございます。

この問題に関して、遺骨収集事業としてどうするかということは、様々な問題が出てきてクリアをしなければいけないのだろうと思うのですが、他方で、国内で戦時中の御遺骨が発見されたという、この事態に対して、例えばDNA鑑定をするとか、あるいはそれが朝鮮半島出身者のものである場合は、韓国政府とか、そういったところと交渉するといったこ

とは政府が対応すべきであり、そういった経験なり知見なりノウハウを持っているのは、恐らくこの遺骨収集事業をこれまで担ってきた厚労省であり、今いらっしゃる担当部局なのだろうと思います。

この問題全体を政府としてどこがどう担当するとか、主管するとか、そういった問題はあるとは思いますが、今言ったように、そういった経験なり何なりというものがあるということを踏まえて、御遺骨が見つかったという事態に対して積極的に関与し、協力をすべきなのではないかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○星野事業課長 御質問ありがとうございます。

今、長生炭鉱のいろいろな話題が上がっているところでございます。平成28年に成立した戦没者遺骨収集推進法でございますけれども、国内においては硫黄島とか沖縄周辺、そういった地域が御遺骨の収容の対象地域となっているところでございます。沖縄、硫黄島以外、日本国内で遺骨収集推進法の対象とならないところから、戦没者と思われる御遺骨が発見されるようなケースも様々ございます。そういった場合は何ができるか、身元特定なども含めて関係者とも相談の上、対応については適切に検討していきたいと考えております。

○浜井構成員 ありがとうございます。

この問題に関しては人道的な観点もございますので、今までなかったからということではなく、今おっしゃっていただいたように、できない理由を探すのではなく、何ができるのか、どういった協力ができるのかということ、そういう観点から積極的に検討し、協力していただきたいと思います。

以上です。

○岡本大臣官房審議官 私の方から補足させていただきますが、今、星野が申し上げたとおり、黒沢先生のお話、それから、浜井先生がおっしゃられたお話と少し混同する部分があるかと思いますが、遺骨収集の推進法の方は先の大戦によってという形、それを踏まえて沖縄、硫黄島などの地域、国内についてはそういう地域を規定し、それと海外の地域においてという形になってございます。

それにつきまして、地域的には対象にならないけれども、国内で戦闘機であったり、そういった先の大戦によるという御遺骨が発見された場合には、関係者とも相談して適切に対応していくというのが、ここの援護部局の仕事なのだろうと思っております。

一方で、長生炭鉱につきましては、労働者の方ということで、炭鉱の事故の中で亡くなられたという経過でございます。こちらにつきまして、今は職業安定局の方で担当していますが今回、人骨が見つかったということでございます。そういった中で、枠組みとしては今のような整理が少し違う話でございますが、省内の部局という中で連携なり、そういったことは取りながら、いろいろな関係する省庁もある中で適切に対応していきたいという状況であるということでございます。

○浜井構成員 今、審議官のほうから御説明がありました。もちろん私はその区別という

のはつけた上で、質問なり要望をさせていただいているところでございます。もちろん海外で亡くなった方々でも、軍人・軍属と民間人の区別ができないとか、そういった問題もありますが、そういった問題を置いておいて、また、厚労省の中で、職業安定局の人道調査室が主管をしているからという話ではなくて、御遺骨の取扱いや、あるいはDNA鑑定に関する知見は社会・援護局のほうに蓄積されているということです。

これは遺骨収集事業としての枠組みからは外れる話であるという、今のように、先ほどの星野課長の御発言から後退するような修正答弁を早速されるような話ではなくて、まずは協力できることがあるのではないかと、そういった観点から、では、できることは何なのかということをしつかりと検討し、これは積極的に対応していくべきだろうと思います。

今のような答弁をしていると、これまでの遺骨収集事業自体にも厚労省というのはその姿勢が消極的だった部分もあるわけですし、そういったところにもつながってくるのかなと思わざるを得ません。ここは先ほどの繰り返しになりますけれども、できないことの原因を探すのではなくて、何ができるのかという観点から、もちろん主管の部局もあるでしょうし、外務省とか、その他、警察とか、そういったところとも連携をしながら、80年以上前の御遺骨が出たという事実に対してどう向き合うか、そういう問題だと思いますので、ぜひ積極的に協力をしていただきたいということでございます。

○犬伏座長 黒沢構成員、お願いします。

○黒沢構成員 私は長生炭鉱の話ではないですけれども、その前段階のところのお話です。とにかく現行法で遺骨収集の対象というのは決められておりますので、その枠内で推進することに現在なっているわけですが、それ以外、現行法では漏れる御遺骨、戦争・戦闘で亡くなられた御遺骨が存在することは間違いないわけでありまして。ですから、現在の事業でも大変なわけですが、事業範囲を拡大していくというのは、また非常に難しいとは思いますが、将来的には現行法の対象を少し拡大する、改正するという方向が、どこかの時点で望まれるのではないかと。そういうことは視野に入れておく必要があるのではないかと思います。

戦後80年たちまして、そういった御遺骨に直接関わるような御遺族も少なくなってきたおられると思います。しかし、だから御遺骨収集をしなくていいということにはならないわけですから、現在残されている範囲、取り残している範囲についても今後含めていくという視点があってもいいのではないかと。そうすると、一番すっきりするのは現行法を改正していく、収集範囲を改正する、広げていくということにはなるかと思いますけれども、そういったことも視野に入れて今後事業を推進していただきたいと思っております。

○岡本大臣官房審議官 御指摘ありがとうございます。

私がいろいろと発言するのも恐縮な話でございますが、推進法自体の議論につきまして、私どもはこの集中実施期間というものは立法府の方からしっかりと取り組むようにとされているということでございますので、3,300の情報について、これもある意味で、全て同じ扱いでやっているというよりは、資料の中にもございますけれども、確度が高い情報から

優先的に取り組んでいる中で、現状はこういった状況にある。ですので、事業の進捗を見ながら、この期間内に3,300ということを実にやっていくためにどうしていくのか、それを定期的に状況を御報告する中で、引き続き御指導を賜れればと思っております。

その上で、先ほど申し上げましたけれども、推進法では確かに地域の規定がございますが、現実に日本国内でそういったものが見つかった場合、私どもはこれまでも身元の特定等々、警察とも連携をしながら対応させていただいているところでございます。推進法自体は立法府の議論でございますが、私どもとしては国内外の中で、特に海外につきましては数多くということもございまして、それから、日本の国内ではないという中で、相手国のいろいろな事情、あるいは感情がある中で、外務省等、政府を挙げてやらなくてはいけない、まさに推進をしていかななくてはならない非常に大きな課題だという中で、こういう立法の枠組みができてきていると理解をしているということでございます。

ですので、国内であれば何ら対応しないということではなく、今までもやってきておりますが、特に重点的にこの期間を定めてやっていく対応としてはここではないかという指示を立法府からいただいている中で取り組ませていただいている。そういった中で、事業の進捗を見ながら、引き続き先生方には種々御指摘を賜れればと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

○犬伏座長 法律があって事業があってという枠組みの中で、様々な遺骨が見つかるという状況の中で、できるだけ協力して実施して、特に省内である部分での協力はすることだと思います。

本日、様々な御意見をいただきました。いろいろ宿題というか、要望も多く出てきたところではございますけれども、また次回までに進捗や御報告をいただけると、私どもとしても、ここで同じ一員として、この事業に関与している立場としては本懐でございますので、次回もよろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり、御指摘や御意見をいただきましたが、大分時間も尽きたようですので、以上とさせていただきます。

最後に、事務局のほうから御連絡はございますでしょうか。

○徳永課長補佐 次回の会議の開催時期につきましては、別途御相談させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○犬伏座長 また次回にいろいろ御議論いただければと思います。

それでは、以上をもちまして令和7年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。